

通信



八日町いきいき交流館に今年も恒例の「つるし雛まつり」(花巻市)

特集

<安倍新政権に見る>

憲法改悪を許さず、平和で安心して暮らせる社会を

弁護士 佐々木 良博

岩手の課題

【報告 地域医療の現状と展望・方向性】

岩手県地域医療を守る住民組織連絡会代表 及川 剛

提言

「被災地における公務労働等に関する提言」

岩手地域総合研究所

NPO法人

岩手地域総合研究所

岩手県盛岡市中央通二丁目8番21号 Mホール

Tel・Fax: 019-624-6715

メール: i-chiikisouken@salsa.ocn.ne.jp

目 次

表紙写真	八日町いきいき交流館に今年も恒例の「つるし雛まつり」(花巻市)	1 P
写真撮影・記事	研究所事務局	2 P
特 集	<安倍新政権に見る> 憲法改悪許さず、平和で安心して暮らせる社会を 佐々木 良博 (弁護士)	3 P～5 P
岩手の課題	報告 地域医療の現状と展望・方向性 岩手県地域医療を守る住民組織連絡会代表 及川 剛	6 P～8 P
提 言	「被災地における公務労働等に関する提言」 5項目にわたり広く社会的討論を呼びかけ	8 P



表紙写真

八日町いきいき交流館に今年も

恒例の「つるし雛まつり」

花巻市の八日町いきいき交流館において、2月15日から3月3日まで「つるし雛まつり」が催されました。

この「つるし雛」の由来は、古くは江戸時代にまでさかのぼりますが、女子誕生の初節句

このまつりは、地元の女性団体やおばあちゃん達の手づくりによるもので、毎年この時期になると、遠くからこの催しを楽しみにし

ているファンがたくさん来ています。
この「つるし雛」の由来は、古くは江戸時代にまでさかのぼりますが、女子誕生の初節句のおりに、ひな壇の飾りの左右にたくさんのお祝いしたと伝えられています。直径70cm前後の紅白の輪に7本の紅い糸を下げ、その一本一本に7個人形(その一個一個の飾りにも謂れがあります)全部で49個が飾られます。49個とは男性の人生50年と言われた時代に、女性は「一歩下がった」という意味から49になったと言われています。(会場の「案内らし」から)

研究所事務局

〈安倍新政権にみる〉

特集

憲法改悪を許さず、平和で

安心して暮らせる社会を

弁護士 佐々木 良博



はじめに

昨年12月の総選挙で自民党は294議席を獲得しました。この議席は、決して民意を反映したのではなく、小選挙区制の弊害によって得られた議席です。

しかし、結果として比例代表では自民党が27.6%、維新の会が20.37%、みんなの党が15.9%と3党併せて36.7%になりました。

この3党に共通しているのは、憲法改正、自衛隊法を改正して国防軍にする・少なくとも国民の36.7%が憲法改正に賛成したことになります。しかも、報道によれば当選議員の89%が憲法改正に賛成、79%

が集団的自衛権の行使に賛成しています(朝日新聞1月28日付)。

さらに、法案が参議院で否決された場合でも成立することが可能な衆議院で再可決に必要な3分の2以上を占めており、自公がその気になれば、いかなる法律でも成立させることができる議席です。

憲法改正は、現行憲法では衆参両院の3分の2以上の賛成で発議することができません。すでに衆議院では、自民党と維新の会、みんなの党を併せれば圧倒的多数を占めているのです。

したがって、参議院選挙の結果がきわめて重大な意味を持つこととなります。安倍政権が狙う憲法改正のネライを具体的につかみ、多くの

人にその危険性を知らせる必要があります。

《自民党憲法改正案について》

「国民主権」を削除し天皇元首化

自民党憲法改正草案の内容は「前文」を見ても、現行憲法と比較して品位も格調もないものです。

現行憲法前文は「国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」と国民主権を定めています。自民党案はこれを削除し、「日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇をいただく国家である」と明記し明治憲法のように、天皇が国民の上に君臨するようにしようというのです。

これは、単に「前文」だけにとどまらず、後にでてきますが、天皇の憲法尊重義務をはずし、元号の規定を新設、国旗を日章旗に、国家が「君が代」ということを明確化したうえで、国民に尊重義務を課しており、

まさに天皇の「元首化」をネライとしています。

天皇の国事行為については、現行憲法は「内閣の助言と承認」のもとに行うこととなっていますが、これを自民党案では「内閣の進言」に変える。「進言」とは、目上の者に対して申し上げるということです。

「戦争放棄」を「安全保障」に変更 9条2項「国防軍の保持」明記

現行憲法の「戦争放棄」の章について自民党案は、「安全保障」に変え、そして9条2項「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」を削除し、「自衛権の発動を妨げるものではない」とし、「国防軍を保持する」ことを明記しています。

この国防軍は、対外的にたたかう「平和と安全を確保する活動」を行うほかに、「公の秩序を維持し、国民の生命、自由を守るための活動」をする軍隊です。国内に公共の秩序を害するとみなされる者や団体、戦争に反対する者がいる場合に、警察だけでなく、国防軍が出動できるよ

うにしています。

「基本的人権」は不可侵の権利ではなく「公の秩序」を名目に制限する

もうひとつ重要なのは、基本的人権が大きく変えられることです。本来、人権と言うのは、不可侵の権利であるはずですが、自民党案は、「基本的人権」の表題を「国民の責務」に変えており、公益と公の秩序に反する場合は、人権を制限できるとしています。

12条、13条「幸福追求権」にも出ています。18条「身体拘束、苦役からの自由」も「社会的経済的関係において」という文言を加えて限定しています。

19条「信教の自由」についても現行憲法は「侵してはならない」となっていますが、自民党案は「これを保障する」に変えています。そして国の宗教的行為については現行憲法は許していませんが、自民党案は「社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについてはこの限りでない」を付け加えて靖国参拝

などを認めさせようとしています。

21条「表現の自由」についても、自民党案は「公益および公の秩序を害することを目的とした活動や結社の自由は認められない」という項を新設して規制する構えです。

さらに、わざわざ24条1項に「家族は互いに助け合わなければならない」として、家族に関する項を入れていきます。

労働者の権利についても、今の憲法は労働者の権利から公務員の制限を入れていませんが、それをわざわざ、28条2項で「公務員については、法律によって労働者としての権利の全部または一部を制限することができる」を入れて制限していきます。

現役でなければ

「軍人」も「大臣」に

現行憲法は、65条で「内閣総理大臣および国務大臣は文民でなければならぬ」として、軍人や軍人であった人はなれないことになっていますが、これを「現役の軍人で

あつてはならない」として、シビリアン・コントロールの規定を骨抜きにしています。

また64条2項に、現行憲法にはない「政党に関する規定を法律で定める」ことを盛り込んでいます。自民党は長年、「政党法」をつくり政党を縛ろうとしてきましたが、国民の反対で実現できませんでした。それは、「政党要件」の中で少数政党や特定の考え方を排除することが可能だからです。

国の責務である福祉や

安全等を自治体に転嫁

地方自治について自民党案は、93条「地方自治体は、基礎的自治体及びこれを包含する広域自治体とする」として地方自治体の概念を広め、道州制を想定した規定にしています。

そして、「国及び地方自治体は法律の定める役割分担を踏まえ、協力しなければならない」として、役割分担を明記し、これまで補完性原理としてきた役割から、国の役割を外

交、防衛、司法、通貨等に特化し、国の責務である福祉や安全等を自治体に責任転嫁しようとしています。

96条には「財政の健全性に関する規定」を盛り込み、「地方自治体の経費は、地方税その他の自主的な財源を持つて充てることを基本とする」として、具体的には法律で定めるとしています。財源を確保できない自治体は、存続困難になり合併を余儀なくされたり、福祉サービスに自治体間格差が生じたりします。

財政の健全性は当然じゃないかと思う向きもあるかもしれませんが、問題は、なぜ、敢えて、憲法にこのような規定を入れようとするのか。それは、国の責任である社会保障の削減もやむを得ないという状況をつくるネライがあるからです。



憲法を変えやすいように

「改正条項」のハードル低くした

第9章に「緊急事態」の章を新設しています。

これは、戦争を念頭に置いた規定で、内閣に権限を集中しようとするものです。

そして、「憲法改正」に関する規定です。現行の規定は「衆議院、参議院それぞれで議員の3分の2以上の賛成で発議する」となっていますが、それを「両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が発議する」、「国民投票の過半数の賛成」を「有効投票総数の過半数の賛成」に変え敷居を低くしています。

安倍首相は、憲法改正には、まず96条を変えろと言っています。ハードルを低くし、いつでも変えられる状況をつくっておくと言うことです。

最高法規規定の「基本的人権の保障」と天皇の「憲法尊重義務」削除

さらに現憲法の「最高法規」の規定に「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、

これらの権利は、過去、幾多の試練に耐え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」となっています。これは、非常に重要な規定です。自民党案はこれを全文削除し、そうしたうえで¹⁰²1項に、これまでなかった「国民の憲法尊重擁護義務」を加え、¹⁰²2項の「天皇の憲法尊重擁護義務」を削除するというのです。

以上が、自民党の憲法改正草案の概要です。

この自民党草案は、どんな本質をもっているのか。簡単に言えば日本国憲法の3大原理(国民主権、基本的人権、平和主義)を否定し、明治憲法への回帰だということ。

基本的人権については、明治憲法も国民の人権を保障する規定があったんです。しかし、自民党案のよ

めに、治安維持法などの法律によって、ことごとく、こうした自由を拘束した訳です。

今回の選挙結果は、一見、国民が憲法の改悪と国防軍の設置を支持したかに見えますが、そう単純ではありません。自民党を勝たせ過ぎたという声はたくさんあるからです。軍事国家への回帰は福祉国家の否定であり、こんな日本にはなりません。

民主主義の原則である

「輿論」づくりを

これからの運動を考えるうえで、「輿論」と「世論」について考えてみたいと思います。

「輿論」とは、もともと国民が公に議論して形成される意思や意見であり、民主主義は、こうした「輿論」に基づいて行われる政治です。それに対し「世論」は、そうした議論を経ない個人的感情、思い、それによってつくりだされた「空気」、「雰囲気」です。

かつて区別して使われていた漢

字が、戦後、当用漢字の制定によって「輿論」が使えなくなり、すべて「世論」としてくくられるようになりました。

いまこそ、民主主義の原則である「輿論」による国民の総意を形成する運動が必要です。そのために、知恵をしぼって、さまざまな意見、問題意識を持つ人・団体と連帯、連携していきましょう。

マスコミが良く使う世論調査結果の報道は、寄せ集めの「個人的感情、思い」を誘導するように扱っているものが少なくないので、注意して読み解く必要があります。

参議院選挙は、眼の前です。大いに運動を盛り上げていきましょう。

この記事は、去る2月1日、自治労連中央委員会・旗開きで行われた記念講演の収録・レジュメを事務局の責任において整理したものです。

岩手の課題

【報告】地域医療の現状と展望・方向性

岩手県地域医療を守る住民組織連絡会

代表 及川 剛(紫波町)



私は、岩手県地域医療を守る住民組織連絡会(「連絡会」)が『なぜ県立病院の診療所化↓無床化に反対したのか』を改めて問い直しながら、運動の取組みをめぐる状況、今後の方向性について触れながら報告する。

【一】私はどなたに聞かれても「地域医療の再生はここから、今がスタートです」と答えてきました

(一) 大胆な言い方をすれば、私たちのたたかい(県立病院のベッドを復活させたい、地域医療を守るといふ運動)が県内の各関係地域で幅広い住民に支えられて展開されなかつたら、県当局にもっと押し込められ、診療センターそのものが廃止に

なっていたかも知れない。それは、当時、県議会での当局の「何が何でも押し通す」姿勢をみてもうかがい知れた。事前の住民説明会には約束の「知事出席」は果たされず、「説明会はやった」というアリバイづくりにすぎなかつたというのが私たちの受けとめだった。

(二) 県は、ベット削減(2006、4)だと言って19床の診療センター化をし、次は無床化(2009、4)にした。県当局は県立病院の赤字問題・医師不足を表の理由にして政府の医療費抑制の政策を押し付けてきたのだった。

周知のように、私たち住民組織と労働組合を含む「連絡会」が、県民に呼びかけて行った県議会提出の「地域医療を守れ!」「ベットを無

くすな!」の請願署名は12万筆にのぼった。その後の事態はそのまま頑張っているところ、県の勧誘(メニユーを示される)などによる県診療センターの跡(敷地と建物)を老健・介護施設にするなど転進(?)したところもある。

(三) このような状況の下でも無床化された自治体・地域の医療環境は「入院できる医療機関が無い」だけに、その後の事態は変わらず、且つ整っていない。それはとくに無床化が取り沙汰されたあたりから多くの開業医も入院応需を止めて「無床の開業医」に転換したからである。

つまり、政府の医療費抑制の「公立病院改革ガイドライン」は公私を問わず全ての医療機関を「普通に・まじめに」やればやるほど経営を圧迫するように仕向けていたのである。

(四) 無床化自治体の住民の場合は、見舞いも苦の種である。退院後の回復期として短期入院の必要な人、終末医療・看取りなど、必要で望まれる医療環境は変わっていないといっているのだ。

以前から「開業医も存在しない、

したがって医師会もない」地域・自治体もあるのに」と述べてきたが、その後の事情がどうであれ無償化地域では県立病院としてのベッド復活を切望しているということだ。

「今からが地域医療を守る運動の本場のスタートです」は、地元のそれ相応の現実的な理由を背景にして発言しているのだが、それでも「岩手の人」はよほどお人よしなのか、じつと我慢している。だが、T P P押し付けとの対決等を考えると、もう無床化による不便さに慣らされてはいけなと思う。

【三】(県立)一関「花泉診療センター」・19床」を民間医療法人「白光」に移管する県当局の方針に連絡会は「絶対NO!」

(一) 民間移管は当初から県議会で大激論・批判の的になった。

私たち連絡会は地元「守る会」等と実情を分析し、この民間移管にはあまりにも無理がありすぎるとして反対した。

県当局と当時の県議会の多数派は「移管」をゴリ押しした(花泉診療センターの県条例廃止案はわずか一票差で通った)。

その後の経過は、私たち住民側が懸念(予見)し問題点を指摘した通りの経過・結果になった。「白光」側が『十年は続ける』契約だったが、開き直ってあつという間に撤退していったのである。

(二)「連絡会」ではこれにも地元「守る会」と相談して「請願」行動を起こした。2010年4月から民間に移行したのに三カ月経っても常勤医師もいない、入院応需もできない。当然この事態に地元住民は困惑し怒った。

そこで私たちが県議会に提出した「請願」は次のような内容であった。「県医療局は医療法人『白光』に対し、契約通りに責任を果たすように指導すべきだ」と。これは県議会として県医療局に指導することを求めたものである。私たちが常任委員会を傍聴していても、請願が当然通るものと思っただが、(継続審査扱い3回目の後)可否同数で常

任委員長「決」となり、結果は不採択であった。

(三)是非、報告しておきたいこと(この「請願審査」の途中(2010年夏)、私は常任委員長と副委員長(どちらも民主党)から「請願者の代表と話をしたい」と呼び出された。

私は2通りのことを予想して出かけた。一つは、委員会傍聴中にもじりじり感じていたことだが、委員会において「請願者の意見聴取」として意見を述べさせてくれないかな、と思っていたので、そのことかな?二つには、新聞報道によれ



いのちと健康を守る住民の集い(10/28 山田町)

ば、30代の若い医師が院長として「白光」に赴任したとあり、そうしたことから、法人側の努力を汲んで「請願取り下げ」を求めてくる

と・・
県議会の一室で、担当の県議会事務局員と私を含めて4人、テーブルを1対3で対峙した。委員長のO氏が切り出したのは、「常勤医師も赴任したので『請願の趣旨はほぼ達成された』から、請願を取り下げてほしい」ということだった。予想した後者だった。私は断った。そのとき私はおおよそ次のこと(断る理由)を述べた。

常勤医師1人では、入院応需・直・そして外来対応など、病院機能を果たすのに不十分すぎることに、複数医師確保などの契約を履行する意思があるのか、しっかり確かめてほしい。そして、県議会の意思として『県医療局は医療法人側をよく指導せよ』となぜ言えないのか、是非請願を採択してほしい、と。

花泉においては、「白光」が撤退のあと(県立)花泉診療センターに戻ったが、その際にも連絡会は地元

「守る会」とともに『当然、移管前の19床の有床・花泉診療所にせよ』と迫ったがダメだった。



三 大震災後の当面の取組み課題と連絡会の今後の課題

東日本大震災から満2年経った。2011年春以降、連絡会側として知事部局と医療局に要請・懇談を申し入れ、そのトップに要請書を提出して懇談をしてきた。

その多くは『県は陸前高田、大槌、山田の被災三県立病院の早期再建を図ってほしい』と、耐震化ができていなかったために、入院応需不可となり、入院患者の多くを千厩に移した県立大東病院の早期耐震化実現を』という内容で、県当局の重い腰をいかに早く上げさせるかに腐心してきたのだった。

(二)いまもつとも力を注いでいるのがこの四つの県立病院の再建、それも旧来型ではなくである。

それは、壊滅状態となった被災地の県立病院の関係住民・自治体にとっては、無床化診療センターの地域住民が抱えてきた悩み・問題・困難さが被災地の方々と同質であり、事態は更に深刻であるからだ。

(三)シンポジウム・講演会のなどの取組みでは、私たち住民連絡会と労組の連絡会では、共同して盛岡市内を会場にシンポ・講演会を年一度のペースで開いてきたが、最近では会場を移して遠野市、一関市大東町、山田町などでも開催してきた。それは地域医療のあり方を考える時間を、可能な限り広く県民とともに持ちたいし、さらには「与えられる医療」から「権利としての医療」へ自覚を高めていくことが必要だと考えるからである。その一歩にしたいのである。

この「権利としての医療」については、紙面の都合もあり、またの機会に述べたいと思う。

そうしたことから、私は、住民・医療行政・医療専門家集団の3者の代表が、国民のための医療を実現す

るために議論し、どうしたら政策策定のために「共通のテーブル」に着くことが現実のものとなるか考えるための議論し、どうしたら政策策定のために「共通のテーブル」に着くことが現実のものとなるか考える

ているのだが、……。その点が「今後の方向性」として議論を呼びたい。

提 言

**「被災地における公務労働等に関する提言」
5項目にわたり広く社会的討論をよびかけ**

岩手地域総合研究所は、3月1日常任理事会を開催し、東日本大震災後の被災地における主に公的部門の労働者を対象とした「仕事とくらしのアンケート」結果を踏まえ、5項目の提言を決定しました。研究所では、今後、この「提言」を広く、社会的な討論を呼びかけていくこととしました。

5つの「提言」の第一は、公的部門に従事している労働者の多くが極度のメンタルヘルスの低下をきたしており、より専門的、広範かつ継続的なサポートシステムが必要なこと。第二に、震災時の業務態勢や危機管理システムが機能しなかったことが調査にも顕れており、検証し教訓を引きだし、今後に生かすべき。第三に、進められている復興計画、地域づくりに際し、職員

の健康管理、要員確保の対策と同時に、平常時の人員のあり方についても見直し、今後に備える必要がある。第四に、震災後の厳しい状況なかで、傷つきながらも多くの職員が社会的・地域的役割に目覚め、自覚を深めた事は大きな財産であり、今後、復興を通じて本来の役割をどこまで構築できるか、全国的にも多くの注目が集まっており、議論を積み上げるべき。第五に、以上の点から、労働組合や管理者などの当事者のみならず専門家を含めた第三者の委員会等で検証作業や課題解決に向けた討議、また、社会的な討議が求められるとされています。

会員募集

岩手地域総合研究所では、現在、会員を募集中です。

詳しくは電話で申し込み下さい。

※ 019-624-6715

住民と自治 3

東日本大震災復興—被災地からの検証

2013年 地域総合研究所 発行

地域の未来と

TPP

1470円

住民と自治定期購読

500円×12

= 6000円

(郵送料 無料)

地域の未来と

TPP

中嶋 信也

地域総合研究所